

令和2年度税制改正(地方税)の概要について

令和2年度税制改正大綱のうち、主に市税に関する概要についてご報告します。

※を付している項目は、現時点で条例改正が想定される項目となっており、今後、地方税法等の改正が行われた場合には、横浜市市税条例の改正を行ってまいります。

1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し (※)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、所得税と同様に、個人住民税について以下の措置を講ずる。(令和3年度分以後の個人住民税について適用)

◎ ひとり親に対する「ひとり親控除」の適用

寡婦(夫)控除を見直し、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有するひとり親について、新たに設ける「ひとり親控除」(控除額30万円)を同じ条件で適用する。

- 本人が女性の場合について、男性の場合と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円以下(年収678万円))を設ける。
- 本人が男性の場合の控除額(現行:26万円)について、女性の場合の控除額(30万円)と同額とする。

◎ ひとり親以外の寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦については、引き続き「寡婦控除」(控除額26万円)を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下(年収678万円))を設ける。

現 行 〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕 改 正 後

		現 行				改 正 後				
		寡婦(寡夫)控除		ひとり親控除		寡婦控除		ひとり親控除		未婚のひとり親
配偶関係		死別	死別	離別	死別	死別	離別	離別	未婚のひとり親	
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	~500万円	
本人が女性	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30
		子以外	26	26	26	26	26	26	26	—
	無	26	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族	有	子	26	—	26	—	26	—	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応 (※)

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

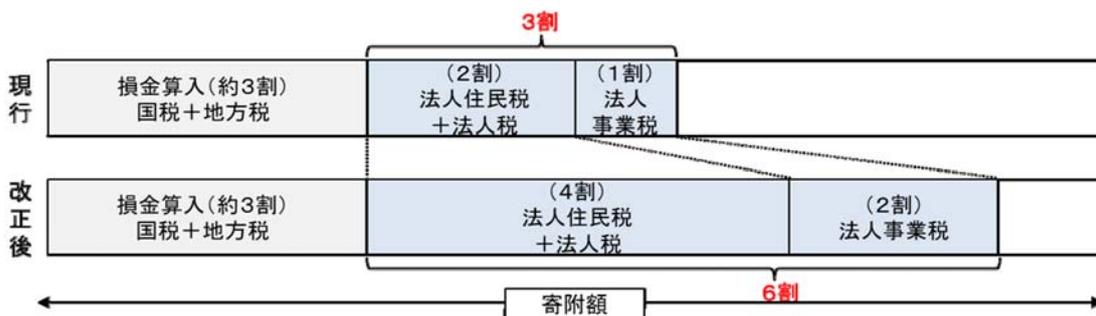
3 地方法人課税

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年間延長する。（令和6年度まで）

○ 税額控除割合を3割から6割に引上げ

（注）損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



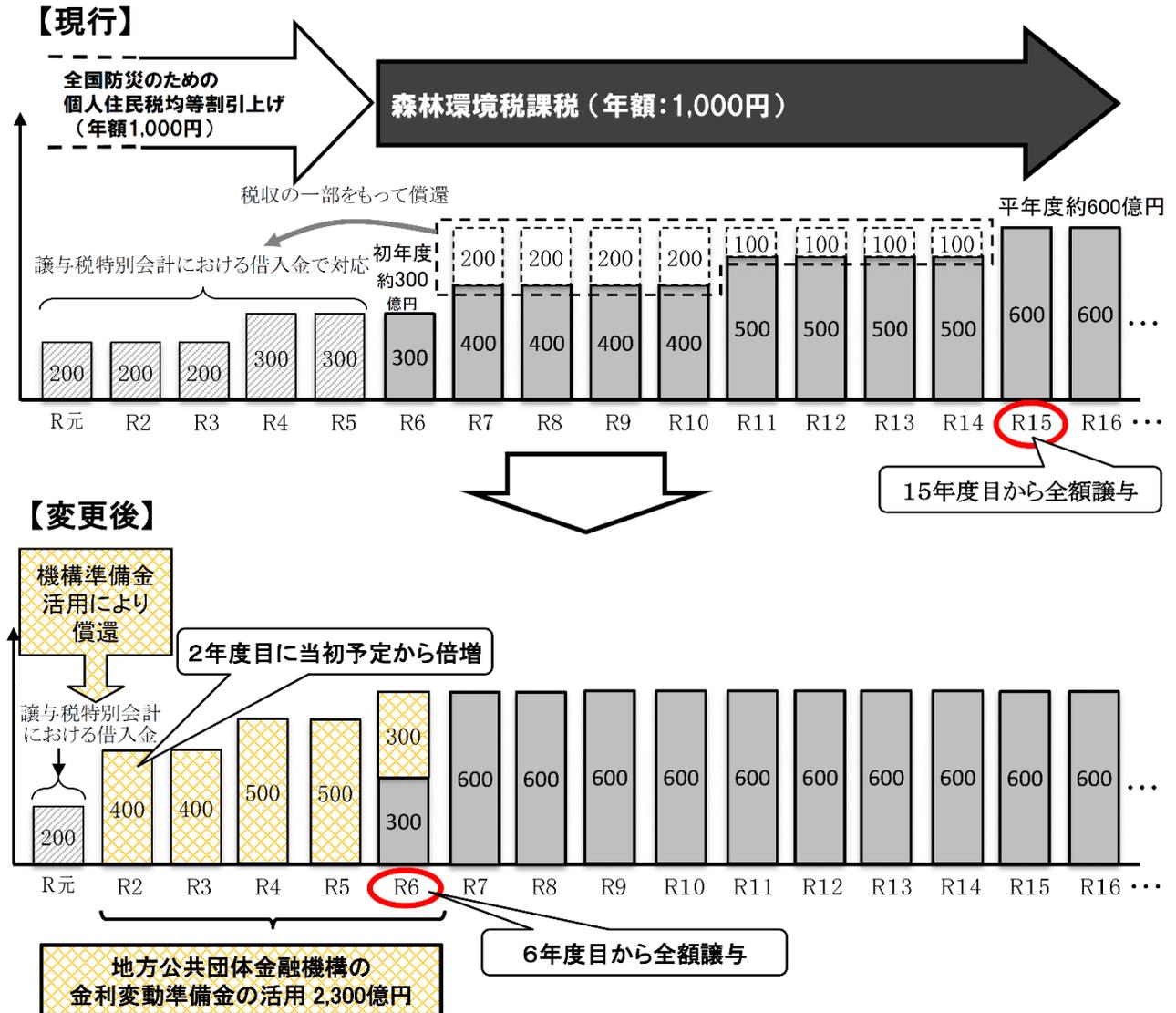
○ 個別認定から包括認定に転換し、認定手続を簡素化

○ 寄附時期の制限を大幅に緩和 等

4 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し

令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、譲与額を前倒しで増額する等の措置を講ずる。



《本市譲与額》

令和元年度：143百万円 令和2年度：302百万円 令和6年度：480百万円
 ＊令和元年度及び2年度は予算額。令和6年度（全額譲与時）は試算による見込み額。

5 主な税負担軽減措置

◎ 固定資産税の特例措置

- ローカル5G（注）の設備に係る課税標準の特例措置を創設
 （注）通信事業者以外の様々な主体（地域の企業等）が、自ら構築する第5世代移動通信システム
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置を2年延長